

Raptures 紹介プログラム 利用規約

第1条(目的と適用)

1. 本規約は、株式会社Raptures(以下「当社」)が提供するサービスを紹介する制度(以下「本制度」)の利用条件を定めるものです。
2. 本制度に登録し、当社から「紹介コード」の発行を受けた方(以下「紹介者」)は、本規約に同意したものとみなします。

第2条(紹介者と当社の関係)

1. 本制度は、紹介者と当社の上に雇用契約、代理店契約、業務委託契約等を結ぶものではありません。
2. 紹介者は当社の代理人ではなく、当社に代わって契約を締結すること、当社サービスについて未公表の約定を結ぶこと、または当社の公式な見解であるかのように発言することはできません。

第3条(紹介手順と専用URLの管理)

1. 紹介は、当社が紹介者ごとに個別に発行する「紹介コード」を用いて行われるものとします。
2. 紹介者は、紹介先企業(以下「紹介先」)に対し、当社が別途定める紹介用フォーム(以下「本フォーム」)の案内および前項の紹介コードを共有し、紹介先自らが本フォームに紹介コードを入力の上、当社にお問い合わせ・お申し込みを行うよう案内するものとします。
3. 紹介者は、紹介先へ紹介コードを共有するにあたり、あらかじめ紹介先から、次の各号について了承を得るものとします。(1) 会社名・担当者名・連絡先・相談内容を、本フォームにより当社へ提供すること(2) 当社が紹介先へ直接連絡すること(3) 受付・商談・契約等の進捗について、必要な範囲で紹介者へ共有されること
4. 紹介者は、紹介コードを第三者に譲渡、貸与、または不正に使用させてはなりません。また、SNSでの不特定多数へのスパム投稿、ウェブ広告(リスティング広告等)の出稿等により、紹介コードを不当に拡散させてはなりません。

第4条(紹介報酬の条件および支払)

1. 以下のすべての条件を満たした場合に限り、当社は紹介者に対し、1件につき金50,000円(税込)の紹介報酬を支払います。(1) 紹介先が、本フォームに紹介者の紹介コードを入力の上、当社にお問い合わせを行ったこと。(2) 当社のお問い合わせ受付日から起算して90日以内に、紹介先と当社との間で対象サービスの契約が成立したこと。(3) 紹介先から当社への初期費用(初回費用を含む)の全額の着金を確認されたこと。
2. 紹介報酬は、1階層の直接紹介者本人のみに支払われます。多段階(マルチレベル)での報酬の支払いは一切行いません。
3. 第1項の成果確定後、当社は紹介者に対し振込先口座情報の登録案内を送付します。紹介者は、当社の指定する期限までに正確な口座情報を提供するものとします。なお、本報酬は源泉徴収の対象外となるため、当社での源泉所得税の徴収は行いません。

4. 報酬の支払いは、第1項の成果確定日が属する月の「翌月末日」に、紹介者が指定した口座へ振り込む形で行います。なお、振込手数料は当社の負担とします。

第5条(報酬対象外となるケース)

以下のいずれかに該当する場合、紹介報酬の対象外とします。

1. 紹介先が、当社のお問い合わせ受付時点で既に当社の既存顧客である場合、または過去90日以内に当社と商談・問い合わせ履歴がある場合。
2. 紹介先が本フォームに紹介コードを入力せずにお問い合わせを行ったため、紹介者の特定・識別が不可能な場合。
3. 同一の紹介先について、異なる紹介コードによる複数の申込みがあった場合。この場合、当社が先に受け付けた申込みに係る紹介コードを優先します。
4. 紹介者自身、紹介者の自社、関連会社、同一グループ会社(代表者が同一の会社を含む)、または紹介者が役員・従業員を務める企業によるお問い合わせ(セルフバック・自己紹介の禁止)。当社はドメイン名、会社所在地、代表者の同一性、IPアドレス等に基づきこれを判定します。
5. 契約締結後、紹介先の事情により初期費用の着金が確認できない場合。
6. 当社が、紹介先との商談等の過程において紹介コードの入手経路(紹介者との関係性)を確認できない場合。SNS等を通じて不特定多数に紹介コードが拡散されていたと当社が判断した場合を含みます。
7. 第3条第3項の了承を紹介先から得ずに行われた紹介であった場合、または紹介にあたり事実と異なる情報が含まれていた場合。

第6条(禁止事項)

紹介者は、本制度の利用にあたり以下の行為をしてはなりません。該当すると当社が判断した場合、当社はただちに紹介者登録を解除し、発生済みの報酬も没収(不払い)とすることができず。

1. 紹介先に対し、紹介報酬の一部を還元・分配すること(キックバック)を条件として紹介を行う行為。
2. 当社が公表していない価格、割引、機能、品質保証などを勝手に約束して紹介を行う行為。
3. 紹介コードをスパムメール、掲示板、不特定多数が閲覧する公開SNS等は無差別投稿する行為、または有料広告等を用いて集客・拡散する行為。
4. 虚偽、誇大、紹介先の了承を得ない態様、または紹介先に迷惑をかける態様での紹介行為。
5. 当社または第三者の著作権、商標権、名誉、プライバシーその他の権利を侵害する行為。

第7条(制度の変更、停止および免責)

1. 当社は、紹介者と紹介先または第三者との間で生じたトラブル(紹介コードの不達、連絡不備等を含む)について、当社の故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

2. 報酬受領に伴う確定申告等の税務処理は、紹介者自身の責任において行うものとします。
3. 当社は、自らの都合により、事前の通知なく本制度の内容変更、条件の改定、または制度の終了を行うことができるものとします。制度終了時点で第4条第1項の条件を満たしている案件については、本規約に従い報酬が支払われます。

第8条(管轄裁判所)

本制度および本規約に関する一切の紛争については、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。